



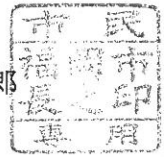
市消第337号

平成26年7月11日

福岡市消費生活審議会

会長 清水 巖 様

福岡市長 高島 宗一郎



福岡市消費者教育推進計画の策定について（諮問）

福岡市においては、平成24年12月に施行された消費者教育の推進に関する法律に基づき、今後の市の消費者教育を体系的、効果的に推進するため、同法第10条第2項に規定された市町村消費者教育推進計画を定めることとしております。

つきましては、福岡市消費生活条例（平成16年福岡市条例第56号）第32条第1項第1号の規定に基づき、福岡市消費者教育推進計画について、貴審議会に調査審議いただき、その結果の答申を求めます。